

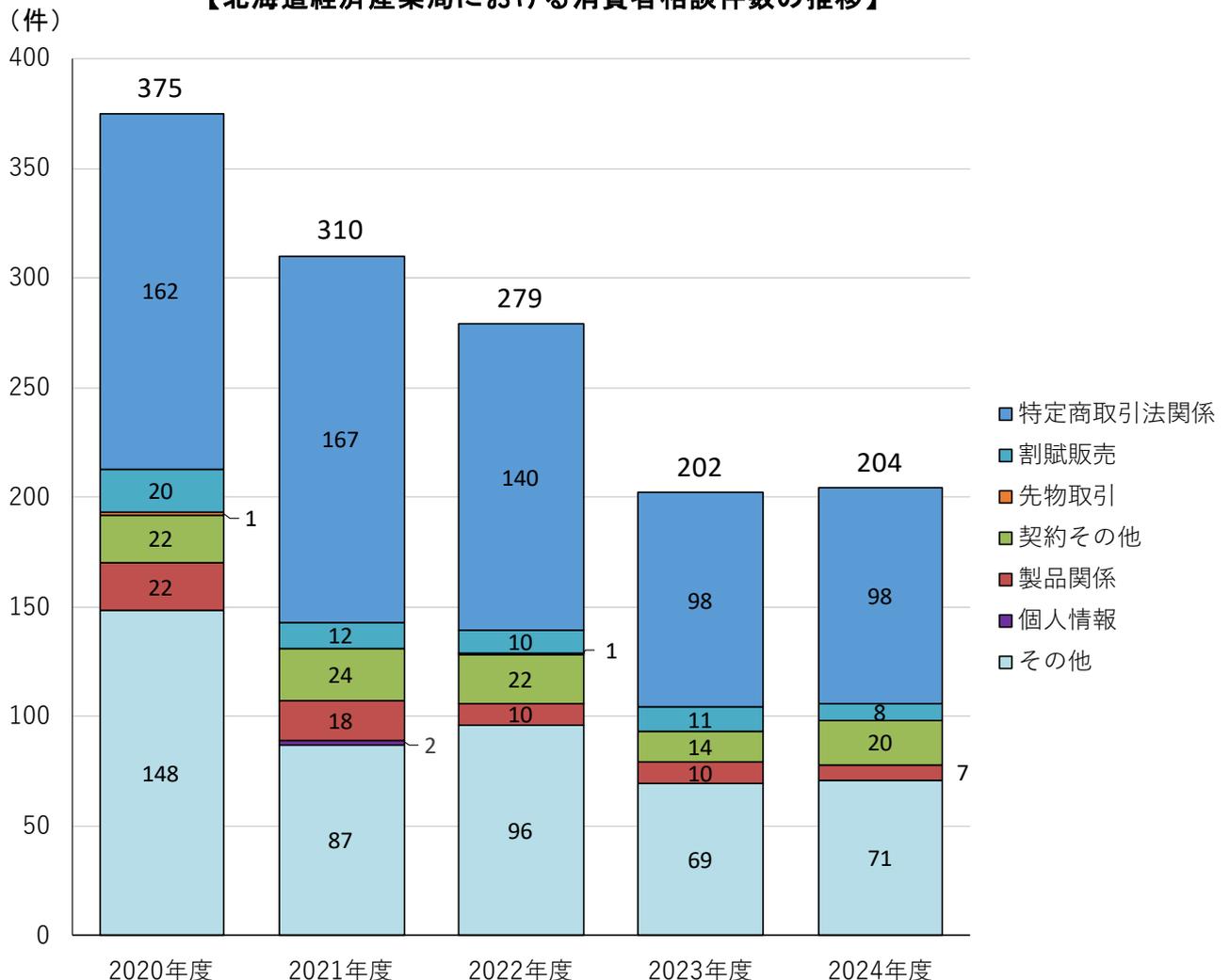
経済産業省北海道経済産業局における消費者相談の概要（2024年度）

経済産業省北海道経済産業局では、当省が所管する法律や製品、サービス及び消費者取引に関する、消費者の方々からの相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、消費者取引をめぐるトラブルや製品事故を未然防止するための普及・啓発などに取り組んでいます。当局消費者相談室に寄せられた2024年度の消費者相談の概要を取りまとめました。

1. 概況

- ・ 2024年度の消費者相談件数は204件で、前年度（202件）に比べて、2件の増加（前年度比（増減率）：1.0%）となりました。
- ・ 内訳を見ると、前年度に比べて、「割賦販売」の相談が3件減少（同▲27.3%）したものの、「特定商取引法関係」の相談が前年度と同件数、「契約その他」の相談が6件増加（同+42.9%）となりました。

【北海道経済産業局における消費者相談件数の推移】



2. 事項別内訳

- ・ 事項別にみると、特定商取引法に関する相談が全体の約半数を占めており、相談件数は前年度と同数の98件でした。
- ・ 特定商取引法に関する相談件数の内訳を見ると、前年度に比べて、「通信販売」「特定継続的役務提供」の相談が増加したものの、「訪問販売」「連鎖販売取引」「業務提供誘引販売取引」の相談は減少しました。
- ・ 特定商取引法以外では、前年度に比べて、「割賦販売」の相談が8件（同：▲27.3%）、「製品関係」の相談が7件（同：▲30.0%）と減少しました。

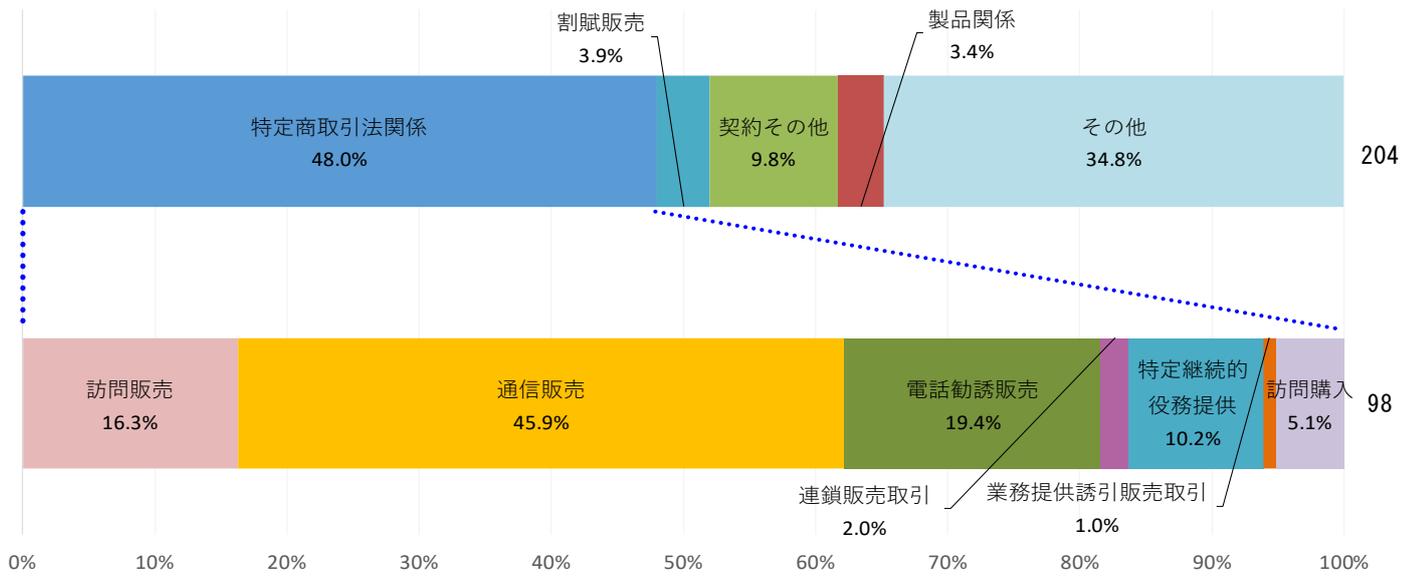
【消費者相談事項別件数】

事項別	2024年度			2023年度		
	件数	前年度比	構成比	件数	前年度比	構成比
契約関係	126	2.4	61.8%	123	▲ 28.9	60.9%
特定商取引法関係	98	0.0	48.0%	98	▲ 30.0	48.5%
訪問販売	16	▲ 33.3	7.8%	24	▲ 29.4	11.9%
通信販売	45	50.0	22.1%	30	7.1	14.9%
電話勧誘販売	19	0.0	9.3%	19	▲ 36.7	9.4%
連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)	2	▲ 77.8	1.0%	9	▲ 50.0	4.5%
特定継続的役務提供(エステ、語学教室等)	10	11.1	4.9%	9	▲ 35.7	4.5%
業務提供誘引販売取引(内職商法等)	1	▲ 50.0	0.5%	2	▲ 60.0	1.0%
訪問購入	5	0.0	2.5%	5	▲ 54.5	2.5%
割賦販売	8	▲ 27.3	3.9%	11	10.0	5.4%
先物取引	0	—	0.0%	0	—	0.0%
契約その他	20	42.9	9.8%	14	▲ 36.4	6.9%
製品関係	7	▲ 30.0	3.4%	10	0.0	5.0%
個人情報	0	—	0.0%	0	—	0.0%
その他	71	2.9	34.8%	69	▲ 28.1	34.2%
計	204	1.0	100.0%	202	▲ 27.6	100.0%

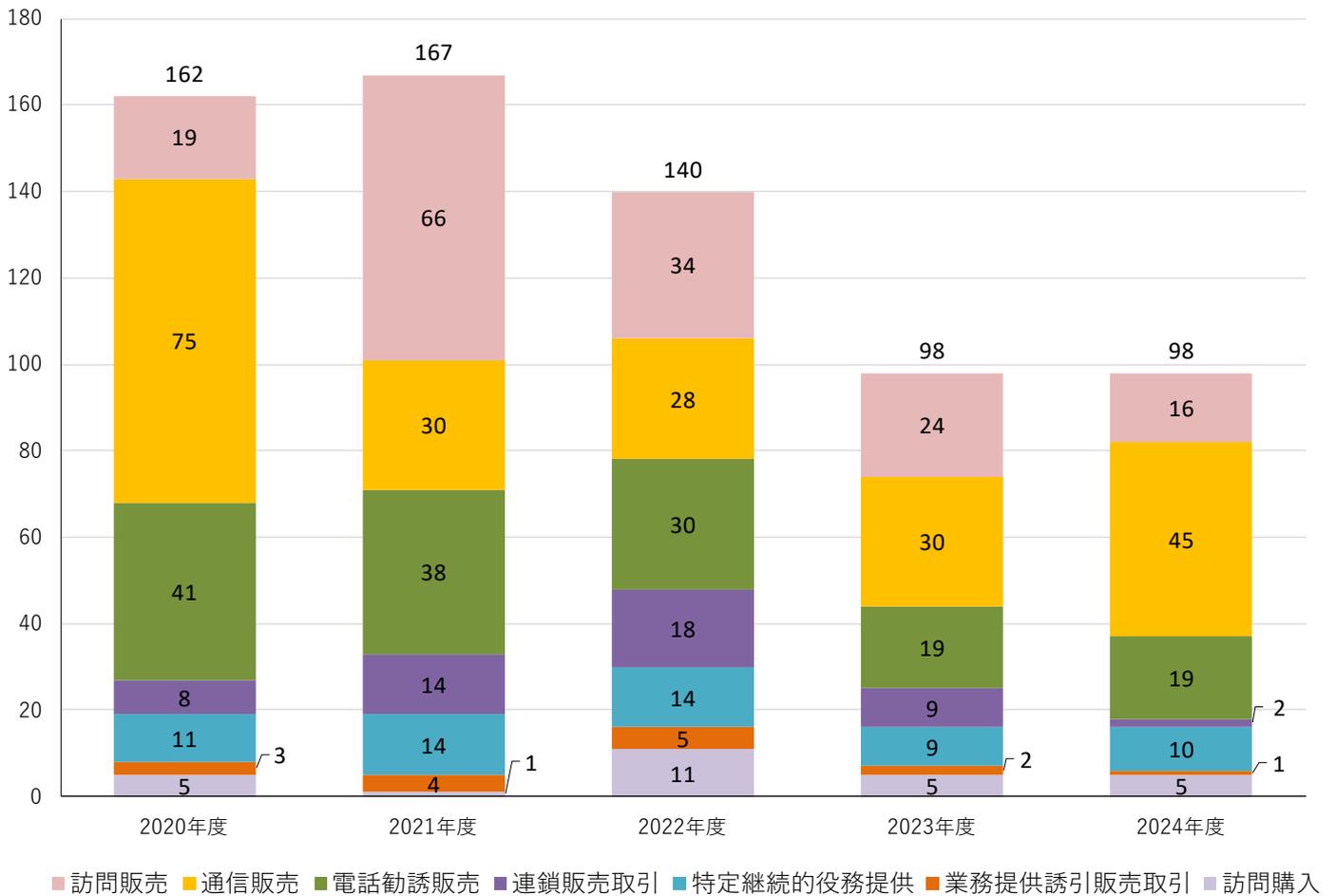
<注>

- 訪問販売：自宅へ訪問して行う取引、キャッチセールス（路上等で呼び止めた後、営業所等に同行させて行う取引）、アポイントメントセールス（電話等で販売目的を告げずに呼び出し営業所等で行う取引）などのこと
- 通信販売：新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引のこと（インターネット・オークションを含む）
- 電話勧誘販売：電話で勧誘し、申込みを受ける取引（電話をいったん切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合も該当）
- 連鎖販売取引：個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の取引。いわゆるマルチ商法
- 特定継続的役務提供：長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を支払う取引。エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7つの役務が対象
- 業務提供誘引販売取引：「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、入会金や仕事をするために必要な商品の購入を伴う、いわゆる内職商法
- 訪問購入：自宅へ訪問して物品等の買取りを行う取引（いわゆる押し買い）
- 割賦販売：月賦・クレジット、冠婚葬祭互助会・友の会に関すること
- 先物取引：商品先物取引に関すること
- 契約その他：特定商取引法、割賦販売法、先物取引に該当しない取引（ネガティブ・オプション（送りつけ商法）、リース、レンタル等を含む）
- 製品関係：製品の品質性能、安全性、サービス、表示、規格、計量・価格に関すること
- 個人情報：個人情報の保護に関すること
- その他：他省庁所管の法律等、どこにも分類されないもの

【消費者相談事項別構成比及び特定商取引法関係内訳】

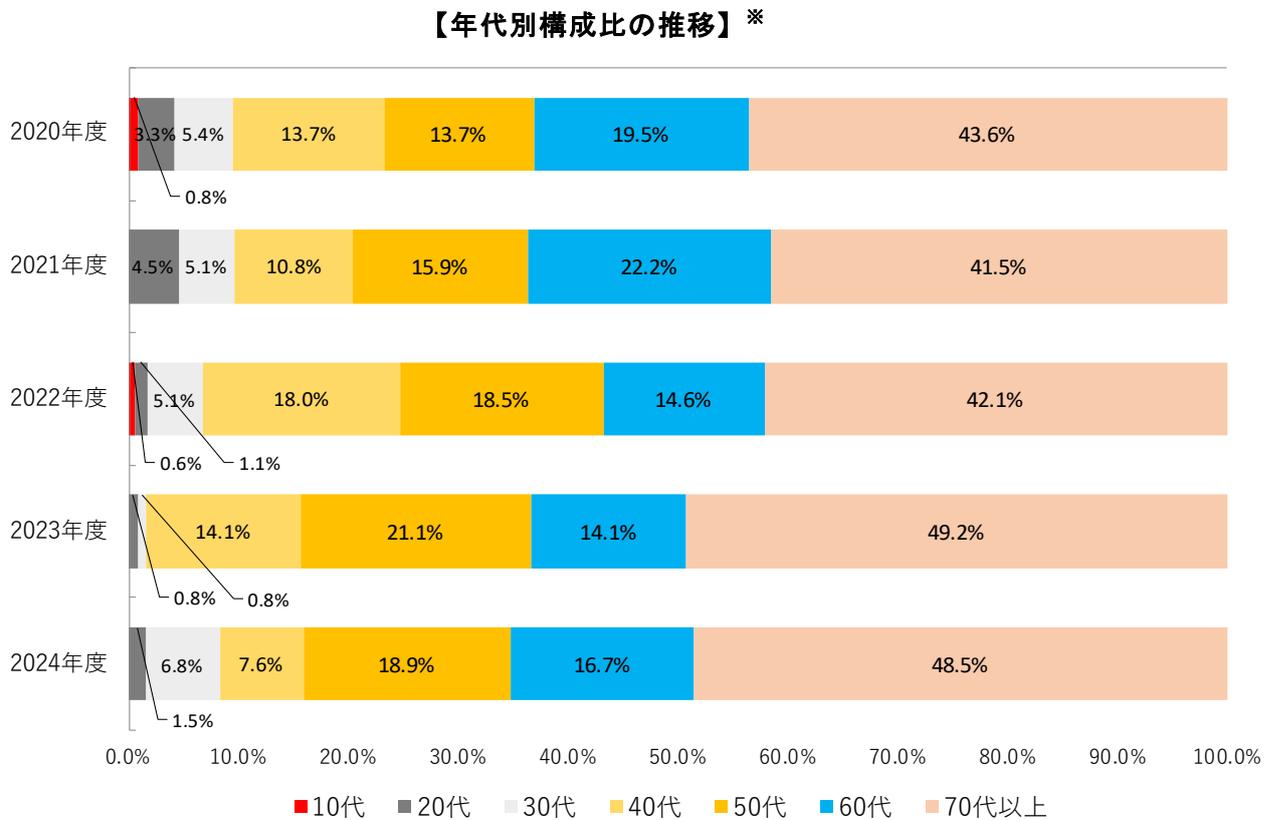
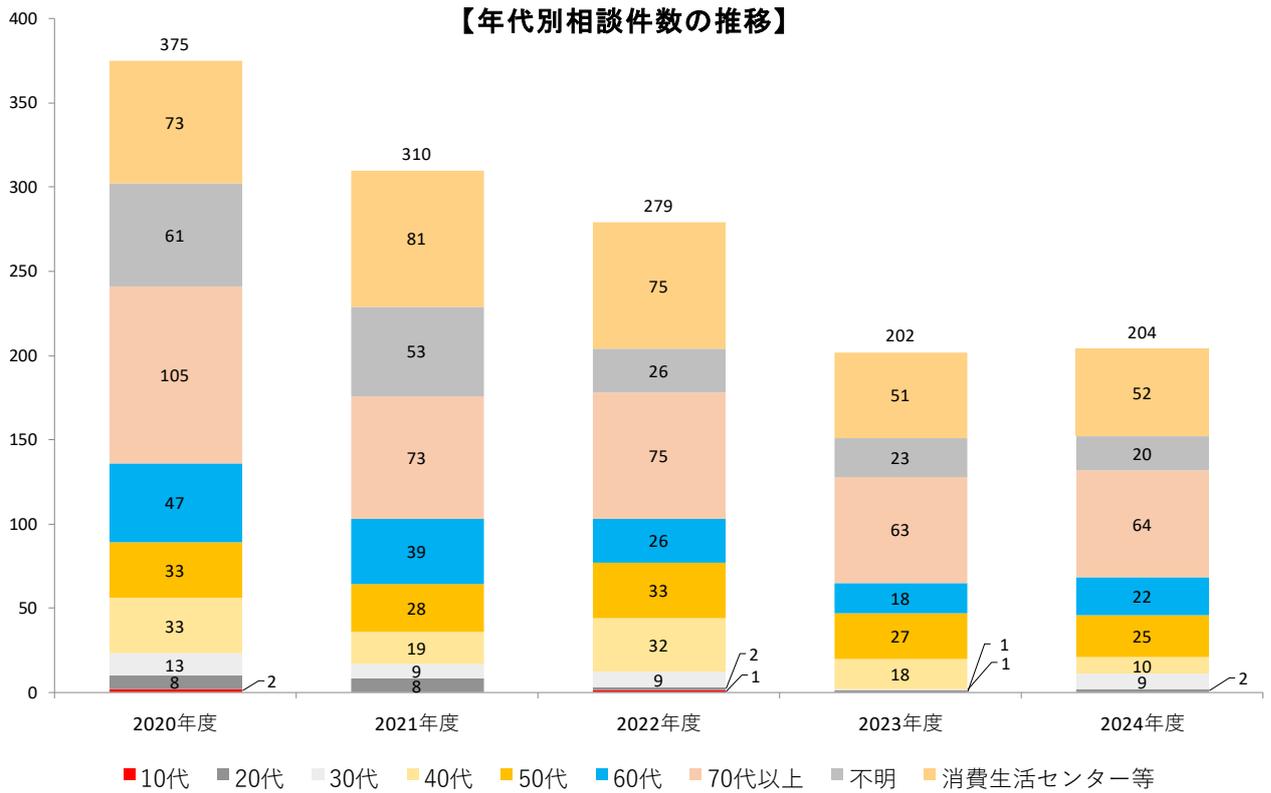


【特定商取引法関係相談件数の推移】



3. 年代別内訳

- 年代が判明している件数に対する年代別構成比では、70代以上が全体の48.5%と、前年度の49.2%と同様に、全体の約半数を占めています。



※年代が判明している件数（消費生活センター等からの相談を除く）に対する年代別構成比

【経済産業省北海道経済産業局消費者相談室のご案内】

電話番号：011-709-1785(専用ダイヤル)
 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:15
 ※詳細は [こちら](#) でご確認ください。